

誰もが暮らしやすく訪れやすいまちへ

外国人の人々へのおもてなし

国際化が進み、国内だけでなく外国からの訪問者が増えています。

世界中に小松ファンが増えるよう、私達ができるおもてなしや手助けについて一緒に考えてみませんか。

小松の素晴らしいさを届けます 魅力あるアクティビティでおもてなし

小松に息づく多彩な伝統文化は、海外から訪れる人々を魅了するものばかりです。

昨年、市民の皆さんに海外の人を紹介できる内容を募集したところ、九谷焼や着物、武道、書道などの日本を代表する伝統文化のほか、県内1位の生産量を誇るトマトの収穫や里山のサイクリングなど、様々な体験を提案していただきました。これらの情報を来訪者へ提供し、体験してもらうことで、市の魅力を発信していきます。

これからも、日本や小松の良さを感ずることが出来るアクティビティを募集していきます。こん



外国の人々
喜ばれています！

面白い体験ができるなどの提案がありましたら、国際都市推進課まで。



「KOMATSU EXPERIENCE」
小松の文化体験を紹介しているパンフレット



文化体験のできる施設・店舗の目印。まちなかで探してみよう！

小松市での滞在を
支援しています！



国際交流協会による日本語教室

通訳、翻訳、ホストファミリーなど様々な分野で活躍する国際交流ボランティア

まずは、外国のことを知ろう！ グローバルゼミナール出張講座

人と人との関わりでは、相手のことを知ることが大切です。グローバルゼミナールでは、市内に住む外国の人が母国の文化を紹介します。家庭の味、驚きの習慣などを聞くことができます。

対象 町内会や婦人会など各種団体やグループ（5人以上）

※講座内容や申込方法など、詳しくは国際都市推進課へ問い合わせてください。

平成27年度

臨時福祉給付金のお知らせ

平成26年4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、昨年度に引き続き各家庭の負担を軽減するため、一定の条件を満たす人に給付金を支給します。

支給対象者

次の①②の条件を満たす人

①平成27年1月1日(基準日)の時点で、小松市に住民登録されている人

②平成27年度市民税(均等割)が課税されていない人

※次に該当する人は対象外です。

- ・課税されている人の税法上の扶養となつていない人
- ・生活保護費を受給している人

支給額

支給対象者1人につき 6千円

※1回限りの支給です。

支給方法

審査後、指定された口座に振り込みます(10月以降)。

申請方法

8月下旬に、対象と思われる人の世帯に対して申請書と関係書類を送付します。申請に必要な書類を同封の返信用封筒で郵送または受付窓口へ直接提出してください。なお、申請書が届かない場合は、ふれあい福祉課までお問い合わせください。

申請期間

11月24日(火)まで

受付窓口

- ふれあい福祉課
 - 南支所
 - 小松駅前行政サービスセンター
- ※受付窓口は混雑が予想されますので、できるだけ郵送での申請にご協力ください。

住所を変更した場合

申請書は郵送で送付します。転出などで住所が変更になる人は、申請書がお手元に届くように、お近くの郵便局へ転送サービスの手続きを忘れずに行ってください。

1月2日以降に転入した人へ

平成27年1月2日以降に小松市に転入した場合は、基準日に住民登録されていた市区町村にて給付手続きをお願いします。

※申請方法など詳しくは該当する市区町村へお問い合わせください。



ご注意ください！

「振り込め詐欺」 「個人情報の詐取」

臨時福祉給付金の支給のために、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作や手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

自宅や職場などに市の職員などをかたった電話が掛かってきたり、郵便が届いたりした場合は、ふれあい福祉課または小松警察署 ☎22・0110までご連絡ください。